正

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和８年 ６月 ２日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

茨城県 令－8.6.－8 和 県南県民センター 受付

提出者
住　　所　茨城県取手市桑原１８８番地１
氏　　名　麒麟麦酒㈱　取手工場
　　執行役員工場長　渡邊　康司
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　0297-72-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	麒麟麦酒㈱　取手工場
事業場の所在地	茨城県取手市桑原１８８番地１
計画期間	令和８年　４月　１日　～　令和９年　３月　３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	飲料・たばこ・飼料製造業
②事業の規模	ビール、発泡酒、リキュール、清涼飲料水等の年間予定製造量合計３３５，２６８kℓ（ただし令和８年１月～令和８年１２月）
③従業員数	５４２名（令和８年３月３１日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１のとおり

（日本工業規格Ａ列４番）

<table>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）

別紙２の通り</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】　　別紙３の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

別紙４の通り</td></tr>
<tr><td rowspan="4">② 計画</td><td colspan="3">【目標】　　別紙３の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

別紙４の通り</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・分別している産業廃棄物の種類：別紙３の通り
・分別に関する取組：別紙４の通り</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td colspan="3">（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・分別する予定の産業廃棄物の種類：別紙３の通り
・今後の分別に関する取組：別紙４の通り</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】　　別紙３の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

別紙４の通り</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②　計画</td><td colspan="3">【目標】　　別紙３の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

別紙４の通り</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】　　別紙３の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

別紙４の通り</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】　　別紙３の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

別紙４の通り</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】　　別紙３の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

別紙４の通り</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②　計画</td><td colspan="3">【目標】　　別紙３の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

別紙４の通り</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】　　別紙３の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

別紙４の通り</td></tr>
</table>

	② 計画	【目標】　別紙３の通り		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 別紙４の通り		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

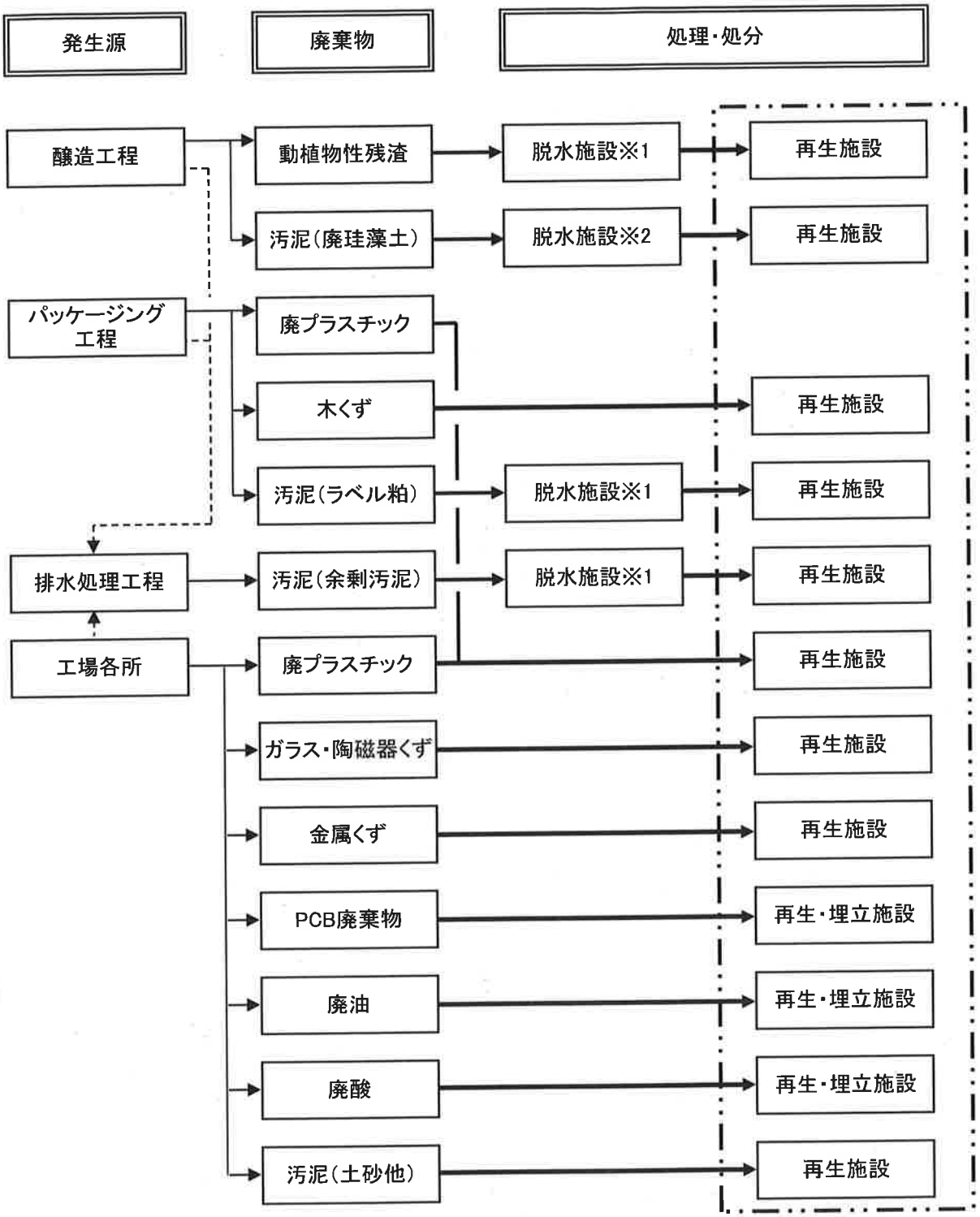
4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙1. 産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙 2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制について

【エンジニアリング・環境安全担当の役割】

担当（所属）	業　務
担当部長 （環境管理責任者）	①産業廃棄物の適正処理、再資源化または減量化に関する業務の全体を統括する。 ②産業廃棄物管理責任者として、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行なう。 （廃掃法第 12 条第 6 項） ③法定責任者・管理者を任命し、業務を担当させる。 ・特別管理産業廃棄物管理責任者（廃掃法第 12 条の 2 第 6 項） ・産業廃棄物処理施設技術管理者（廃掃法第 21 条）
担当メンバー	①産業廃棄物処理委託契約書及び許可証を保管、管理する。 ②マニフェスト伝票を確認し、保管管理する。（5 年間） ③電子マニフェスト「受渡確認票」を確認し、保管管理する。（5 年間） ④「e-廃棄物管理システム」の維持管理をする。 ⑤有価物及び廃棄物の処理委託先視察計画策定と視察の実施。 ⑥報告書等の作成、確認及び提出（環境管理責任者確認） ・産業廃棄物処理計画実施状況報告書（廃掃法第 12 条第 8 項） ・産業廃棄物処理計画書（廃掃法第 12 条第 7 項） ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書（廃掃法第 12 条の 3 第 6 項） ・県外産業廃棄物の県内処分等実績報告（各都道府県及び各政令市の条例、指導要綱） ・省資源推進業務状況報告書（茨城県地球環境保全行動条例第 20 条第 1 項） ・措置内容等報告書（廃掃法施行規則第 8 条の 29） ・副産物（有価物、産業廃棄物）の状況調査 ⑦有価物及び廃棄物を特定する。 ⑧新たに特定された廃棄物の処理委託先を開拓する。 ⑨廃棄物の処理委託に関し、決裁申請を行なう。 ⑩廃棄物再資源化のための分別を決定する。 ⑪有価物及び廃棄物の処理委託状況を把握するとともに、社外情報を収集し、担当・室・課の適正処理及び再資源化に関する支援を行なう。 ⑫特別管理産業廃棄物の処理委託を行なう。 ⑬PCB 廃棄物の保管ならびに処分作業及び処分状況等届出書の提出を行なう。 ⑭各職場からの非定常廃棄物処理の支援を行なう。 ⑮フロン回収対象機器の廃棄は、第一種フロン類回収業者へ依頼する。

【部門別の役割（管理責任者を担当（室）は担当部長（室長）、課は課長、パートナー会社はその責任者とする）】

担当（所属）	担当（室）及び協力会社の役割	課の役割
総務広報担当	①廃棄物の発生抑制に努める。 ②廃棄物処理委託先との契約を行なう。 ③新たな廃棄物の処理委託先開拓に協力する。 ④報告書等の作成に協力する。 ・産業廃棄物処理計画実施状況報告書 ・産業廃棄物処理計画書 ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書 ・副産物（産業廃棄物、有価物）の状況調査 ⑤有価物及び副産物の売買の契約及び契約書の保管管理を行なう。 ⑥廃棄物再資源化のための分別表の作成及び管理を行なう。 ⑦廃棄の際に再資源化しやすい物品の購入を働きかける。 ⑧担当内メンバーに排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ⑨業務委託先に排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ⑩排出物構内分別回収の委託契約及び業務の統括管理を行なう。 ⑪業務委託先で発行したマニフェストの照合・一時保管を行なう。 ⑫フロン回収対象機器の廃棄は、第一種フロン類回収業者へ依頼する。	
醸造エネルギー担当 醸造エネルギー課	①廃棄物の発生抑制に努める。 ②担当内メンバーに排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ③工程から新たに発生した排出物について、エンジニアリング・環境安全担当へ報告する。 ④業務委託先に排出物の分別排出・回収の教育を行なう。	①廃棄物の発生抑制に努める。 ②課内メンバーに排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ③ブロー缶及びPVPP容器の保管管理及び収集運搬会社への引渡し業務を管理する。 ④業務委託先の構内在勤者に、排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ⑤麦粕、廃酵母、汚泥、廃珪藻土、ラベル粕等の副産物及び廃棄物の処理委託におけるマニフェストの発行・照合・一時保管を行なう。 ⑥廃棄物中間処理施設（汚泥乾燥機、珪藻土脱水機）について、廃掃法に定める帳簿を作成し、これを5年間保管する。 ⑦副産物・廃棄物関連設備の運転・維持及び生成物の保管及び収集運搬会社への引渡し業務を管理する。 ⑧常南社の副産物・廃棄物業務に関係する責任者及び従業員へ、その業務に関する（処理、保管、搬出等）事項の教育を行なう。 ⑨フロン回収対象機器の廃棄は、第一種フロン類回収業者へ依頼する。

担当(所属)	担当(室)及び協力会社の役割	課の役割
パッケージング担当 パッケージング課	①廃棄物の発生抑制に努める。 ②担当内メンバーに排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ③工程から新たに発生した排出物について、エンジニアリング・環境安全担当へ報告する。 ④業務委託先に排出物の分別排出・回収の教育を行なう。	①廃棄物の発生抑制に努める。 ②課内メンバーに排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ③壜カレット、廃アルミ缶、空ドラム缶及び廃プラ容器の保管管理及び収集運搬会社への引渡し業務を管理する。 ④業務委託先の構内在勤者に、排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ⑤フロン回収対象機器の廃棄は、第一種フロン類回収業者へ依頼する。
品質保証室	①廃棄物の発生抑制に努める。 ②室内メンバーに排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ③廃棄試薬(特別管理産業廃棄物)の保管管理を行なう。 ④廃棄試薬の処理委託に伴うマニフェストの発行・照合・一時保管を行なう。 ⑤工程から新たに発生した排出物について、エンジニアリング・環境安全担当へ報告する。 ⑥フロン回収対象機器の廃棄は、第一種フロン類回収業者へ依頼する。	
エンジニアリング・環境安全担当 メンテナンス課	①廃棄物の発生抑制に努める。 ②担当内メンバーに排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ③業務委託先に排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ④排出物の発生抑制・保管・中間処理に関し、技術上の課題解決に向けた支援を行なう。 ⑤PCB 廃棄物の保管ならびに処分作業及び処分状況等届出書の作成に協力を行なう。 ⑥所管する廃棄物処理施設の設置・変更・及び廃止等に関する申請書・届出書の作成・提出を行なう。(工場長の承認を得る) ⑦工程から新たに発生した排出物について、環境安全室へ報告する。 ⑧工事に伴いフロン回収対象機器の発生が想定される場合は、あらかじめ事前確認書にて発注者に説明し、当該部署にフロン回収工程管理表の発行を依頼する。 ⑨フロン回収対象機器の廃棄は、第一種フロン類回収業者へ依頼する。	①廃棄物の発生抑制に努める。 ②課内メンバーに排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ③メンテナンス課、廃油保管場所の管理及び運搬会社への引渡し業務を管理する。 ④フロン回収対象機器の廃棄は、第一種フロン類回収業者へ依頼する。
KGL 社	①廃棄物の発生抑制に努める。 ②場内の分別排出に協力する。 ③メンバーに排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ④入場する関係運送会社に廃棄物の発生抑制、分別排出の協力を要請する。 ⑤廃棄 P 箱、廃棄 P パレットの処理委託に関する業務及びその委託に伴うマニフェストの発行を行なう。(代行) ⑥廃棄木パレットの保管管理を行なう。	

担当(所属)	担当(室)及び協力会社の役割	課の役割
常南物流サービス社	①廃棄物の発生抑制に努める。 ②場内の分別排出に協力する。 ③メンバーに排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ④業務委託先の責任者及び従業員に排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ⑤使用済珪藻土、廃棄酵母、仕込粕、汚泥、ラベル粕の脱水、乾燥、中和、それら生成物の保管及び収集運搬会社への引渡しを行なう。 ⑥壜カレット保管及び収集運搬会社への引渡しを行なう。 ⑦廃アルミ缶の回収、缶プレス機の運転・管理、廃アルミ缶の保管管理及び収集運搬会社への引渡しを行なう。 ⑧構内廃棄物の各集積場での回収、リサイクルセンターへの運搬・保管管理及び収集運搬会社への引渡しを行なう。 ⑨圧縮を必要とするフィルム状プラスチック(有価物)の圧縮梱包を行い、収集運搬会社へ引き渡す。 ⑩場内全般の関連する廃棄物(廃プラ、木くず等)について、マニフェストの発行・照合を行なう。	
グローブシップ社	①廃棄物の発生抑制に努める。 ②場内の分別排出に協力する。 ③メンバーに排出物の分別排出・回収の教育を行なう。 ④作業(清掃)時に、担当エリア各所(事務所、トイレ等)の廃棄物を収集し、集積場に移動する。	
・K&C 社 ・茨城総合警備保障社 ・ロジステック東拓社	①廃棄物の発生抑制に努める。 ②場内の分別排出に協力する。 ③メンバーに排出物の分別排出・回収の教育を行なう。	

別紙3. 令和7年度産業廃棄物の各量実績及び令和8年度産業廃棄物の各量目標

廃棄物の種類、実績・目標 / 項目	汚泥		廃プラスチック		金属くず		ガラス・陶磁器くず		木くず		動植物性残渣		廃酸		廃油	
	実績[t]	目標[t]	実績[t]	目標[t]	実績[t]	目標[t]	実績[t]	目標[t]	実績[t]	目標[t]	実績[t]	目標[t]	実績[t]	目標[t]	実績[t]	目標[t]
排出量	70,425.0	74,718.0	97.5	103.0	19.0	20.0	15.0	16.0	28.4	30.0	315.4	335.0	0.0	0.0	0.8	1.0
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	66,354.7	70,400.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全処理委託量	4,070.3	4,318.0	97.5	103.0	19.0	20.0	15.0	16.0	28.4	30.0	315.4	335.0	0.0	0.0	0.8	1.0
優良認定処理業者への処理委託量	2,801.8	2,973.0	65.1	69.0	19.0	20.0	15.0	16.0	22.0	20.5	104.7	111.0	0.0	0.0	0.8	1.0
再生利用業者への処理委託量	4,070.3	4,318.0	90.8	103.0	19.0	20.0	15.0	16.0	28.4	30.0	315.4	335.0	0.0	0.0	0.8	1.0
認定熱回収業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	0.0	6.7	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

廃棄物の種類、実績・目標 / 項目	合計	
	実績[t]	目標[t]
排出量	70,901.1	75,223.0
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0	0.0
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0	0.0
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	66,354.7	70,400.0
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0	0.0
全処理委託量	4,546.4	4,823.0
優良認定処理業者への処理委託量	3,028.4	3,210.5
再生利用業者への処理委託量	4,539.7	4,823.0
認定熱回収業者への処理委託量	0.0	0.0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	6.7	7.0

別紙4. 産業廃棄物の排出の抑制及び分別に関する取り組み

＜産業廃棄物の排出の抑制に関する事項＞

産業廃棄物の種類	これまで実施した取組	今後実施する取組
汚泥	全量嫌気処理による汚泥発生量削減	取組継続
廃プラスチック	適正分別による有価物化	取組継続
金属くず	特になし	特になし
ガラス・陶磁器くず	特になし	特になし
木くず	・Pパレットの投入による木パレットの抑制 ・分別による有価物化量の増加	取組継続
動植物性残渣	特になし	特になし
廃酸	特になし	特になし
廃油	特になし	特になし

＜産業廃棄物の分別に関する事項＞

産業廃棄物の種類	これまで実施した取組	今後実施する取組
各産業廃棄物	工程で発生した廃棄物は工程毎に可能な限り分別する。	取組継続

＜自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項＞

産業廃棄物の種類	これまで実施した取組	今後実施する取組
各産業廃棄物	特になし	特になし

＜自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項＞

産業廃棄物の種類	これまで実施した取組	今後実施する取組
各産業廃棄物	該当なし	該当なし

＜産業廃棄物の処理の委託に関する事項＞

産業廃棄物の種類	これまで実施した取組	今後実施する取組
各産業廃棄物	契約書通りに適正に処理されていることを現地確認を行って確認する。	取組継続